

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安芸市長 横山 幾夫

市町村名 (市町村コード)	安芸市 (39203)
地域名 (地域内農業集落名)	東川地区 (奥栗、長山、奈比賀、大磯、入河内、丸石、黒瀬、八ノ谷、門屋、下久保、大井、宇津京、裏政、大久保、古井、島、別役上、別役下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月25日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、市内を流れる伊尾木川、江川川の上流域に位置する中山間農業集落・地域で、果樹やお茶の栽培が盛んに行われているが、農業者の高齢化が著しく、後継者の確保が課題となっている。

地域の基幹品目であるユズ栽培の研修受入農家が2戸あるものの、近年の研修実績は2件に止まり、いずれも地区内での新規就農には至っていないことから、農地の集積や就農後すぐに収穫可能なユズ園地の確保など、担い手確保に向けた総合的な支援対策の確立が求められている。

また、ユズの高樹化や高樹齢化による作業性・生産性の低下を解消するため、新改植やスマート農業の導入など、作業の省力化や効率化に向けた取組が必要である。

【地域の基礎的データ】(R2農林業センサス)

農業経営体:個人48戸、団体(法人・集落営農組織等)0経営体

農業に60日以上従事した世帯構成員(経営主含む)の平均年齢72.7歳(H27:70.2歳)

主な作物:ユズ、水稻、お茶、酒米、大根等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要品目であるユズは県内でも一大産地となっていることから、今後も生産力の維持・向上と産地の強化を図るため、ドローンや自走式草刈機などを活用した省力化を図るとともに、高効率で収益性の高い農業経営を目指す。

水稻については、米価の低迷や生産資材の高騰により、稲作経営の継続が困難な状況となっていることから、農地中間管理事業を活用し、認定農業者や入作を希望する法人などの中心経営体に農地の集積・集約化を図っていく。

また、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	147 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区の農地利用については、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで、高齢農家や兼業農家の所有する農地を中心に担い手農家への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、地域全体で農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域における担い手のニーズを踏まえ、基盤整備事業の導入を検討しながら、高齢農家や兼業農家の所有する農地を中心に担い手農家への集積を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんすることで、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
【新規就農者等の確保・育成】
地域内外から多様な経営体を募集し、担い手として育成していくため、市やJA、農業振興センター等によるサポート体制の下、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、地域の主要品目であるユズの産地提案書を充実させるとともに、同地域において整備されたユズ園地情報を基に、担い手に農地を集約する仕組みづくりや基盤整備の可能性を検討することで地域の受入体制を充実させる。
【認定農業者の育成】
地域での担い手を育成するため、認定新規就農者や基本構想水準到達者の経営改善を支援し、認定農業者の育成を図る。
【集落営農の組織化】
中山間地域直接支払交付金に取り組む活動組織など集落の意向を踏まえ、生産コストの低減や作業能率の向上を目指した集落営農の組織化・法人化を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐため、集落営農組織の設立など農作業の受委託を組織的に促進するための合意形成及び体制整備に取り組み、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。 ②家畜堆肥の利用など有機・減農薬・減肥料の取組について検討を行う。 ③省力化を進めるため、ドローン防除や自動草刈り機の導入を進め、共同利用ができる体制を整える。また、SAWACHIの導入を推進し、栽培・経営の最適化を図る。 ⑤基幹品目であるユズの園地情報を活用し、担い手へ園地を継承する仕組みづくりに取り組む。 ⑦遊休農地化の可能性がある農用地については、中山間地域直接支払交付金事業とも連携しつつ、適切な維持管理を実施する。				